

この別紙は、2020年度競技規則修改のポイントをもとめたものになります。

審判員伝達講習会資料（冊子）を熟読いただき、各項目を特にご確認お願い致します。

また、下記の〔 〕は、今回の改正のポイントとなる部分となりますのでご解答下さい。

1) 計測員（科学）の任務変更【第135条(CR28)】

計測装置の動作確認をおこなうタイミングを、従前は競技の開始前と終了後であった。改正後は、その競技種目の〔 〕となり、終了後の確認計測は不要となった。ただし、競技中の動作異常に備え、鋼鉄製巻尺を常に用意しておくことが必要とされる。動作確認は〔 〕の監督下で複数の審判員によっておこない、確認作業に関わった全員の署名を付した〔 〕を作成し、成績表に添付しなければならない。計測装置の動作確認には、〔 〕の鋼鉄製巻尺を使用する。

2) 競技用靴（シューズ）の扱い規定【第143条(TR5)2・5・12・13】

競技用靴は公平性の理念から、誰もが等しく入手可能であるという基本原則のもと、競技会〔 〕前までに市場に流通していることが規定として4月30日より適用された。ただし、医事的な理由などによるカスタマイズは、〔 〕するためのものであれば、予防的措置として認められる。

従来通りの規制（走高跳・走幅跳の靴底の厚さ13mm以内と走高跳の踵の厚さ19mm以内）に加え、走高跳と走幅跳以外の競技用靴にも厚さの上限を設けた。

①スパイクのある競技用靴底厚さについては、上限を〔 mm〕とする。

②スパイクのない競技用靴底厚さについては、上限を〔 mm〕とする。

③競技用靴底に挿入が認められるプレートの数は、〔 枚〕のみ。

④競技用靴の性能など、機能や使用に疑義がある場合には、レース後、審判長が選手に対し、検査を要求する権限を持つ。

3) 《国内》用語の見直し【第143条(TR5)7~10・第216条・第230条7】

日本陸連では、ゼッケンについて番号だけでなく、大会によっては氏名表示が定着してきたことに伴い、ナンバーカード（ビブス）を〔 〕に変更。

4) 競技者に対する助力とはみなさず許可される行為【第144条(TR6)4】

①競技役員や主催者から任命された者による医療支援を受けたりする〔 〕。

②競技エリア外からの〔 〕による競技経過時間等の掲示する。

5) 『警告』並びに『失格』について【第125条(CR18)5・第145条(TR7)3】

①警告・失格の対象が競技者個人に加え〔 〕も対象となった。

競技者個人とリレーチームは、それぞれ独立していることから、個人の警告数と

チームの警告数は累積〔 〕。

- ②除外処分は、競技者個人の場合は処分を受けた以降、その競技会に出場は〔 〕。
またリレーでチームが除外処分を受けた場合は、除外処分は当該種目の当該チームとなるため、チームの個々の競技者は以後の個人種目や混成種目に出場は〔 〕である。
別種目のリレーであれば、チームとして出場は〔 〕である。

《警告(イエローカード [YC])の累積事例》解答は○か×で「○出場可能・×出場不可」
『例題1』『100mでYC』と『400mRでYC』、次に砲丸投の出場はどうか？〔 〕
ポイント：個人とチームは別とすることから累積されないため出場可能となる。

『例題2』『400mR予選でYC』更に『400mR決勝でもYC、チーム累積2となりYRC』、
次に1600mRは出場は？〔 〕 また個人として5000mへの出場は？〔 〕
ポイント：400mRでは累積2枚目となり失格だが、他のリレー種目へは出場可能となる。
また、当該種目の400mRのみ適用されることから、個人種目には影響なし。

『例題3』『100mでYC』と『走幅跳でYC』、次に400mR出場はどうか？〔 〕
ポイント：個人種目で累積2枚目となり競技会から除外となるためメンバーに入れない。

6) 男女混合競技を認める条件明確化【第147条(TR9)2】

競技場内で行う〔 m以上〕の競技で、男女のいずれかが〔 名〕以内で、男女の合計が〔 名〕以内の場合のみ、混合で実施することを認めると明確化された。
フィールド競技では、各ラウンドの試技順は性別ごとにでも交互にでもかまわない。

7) スタート【第162条(TR16)5】

競技会や競技者のレベルに応じた「不正スタート」の判定が定着してきたことに伴い、不正スタート規則の適用状況を鑑み、第162条5の〔国内〕は競技規則から削除となった。

8) スタート開始の定義の明確化【第162条(TR16)7】

競技者は、信号器の発射音を聞くまでは、スタートを〔 〕してはならない。
信号器の発射音の前に、動き始めて止まらずにスタートの開始に結び付く動きを開始したと判断した場合も、〔 〕と判断しなくてはならない。
クラウチング・スタートの場合、スターティング・ブロックの〔 〕から片足または両足、あるいは地面から片手または両手が離れようとしているあらゆる動作、スタンディング・スタートの場合は、片足または両足が〔 〕から離れようとしているあらゆる動作は、スタートの開始と判断される。

9) 計時と写真判定について【第165条(TR19)17・18】

写真判定装置の故障時における記録の扱いについて、下記のように明確化されました。

- ①スタート時には自動的に作動しないが、フィニッシュ時に自動的に作動する場合。
第165条7項またはそれと同等の正確さで作動するのであれば、〔 〕と見なす。
②スタート時には自動的に作動するが、フィニッシュ時には自動的に作動しない場合は、〔 〕のどちらとも扱わない。公式記録計測には〔 〕。

10) ハードル競走、失格の定義の明確化【第168条(TR22)6】

従前の「故意にハードルを倒したと審判長が判断・・・」故意かどうかの判断基準が曖昧なことから、この条文は削除となり、失格の定義を下記のように明確化されました。

①ハードルを越える瞬間に、足または脚がハードルをはみ出て（どちら側でも）バーの高さより低い位置を通ったとき。

②手や体、〔 〕で、いずれかのハードルを倒すか移動させたとき。

注意：脚の上側で・・・つまりハードルを跳び越えていない状態。抜き足ではない。

③直接間接を問わず、レース中に他の競技者に影響を与えたり妨害するような行為や他の規則に違反する行為で、自分のレーンやそのレースの他の競技者のレーンのハードルを倒したり移動させたとき。

11) リレー競走、バトンの受け渡し解釈見直し【第170条(TR24)7】

従前の解釈では、落としたバトン拾う場合、バトンパスが開始され「渡し手(前走者)と受け手(後走者)の両方に触れられている状態ならば、どちらが拾ってもかまわない」でしたが、解釈見直しにより、これからは〔 〕が拾わなければならない。バトンパスが完了するまでは、バトンの唯一の保持者は渡し手であり、受け手ではない。

12) 投てき：個人所有の投てき物の持込み個数制限【第187条2(TR32)】

技術代表が特に認めない限り、投てき種目に出場する競技者はどの種目であっても、〔 個〕まで個人所有の投てき物の使用（持込み）が認められる。

13) 混成競技の実施時間変更【第200条2~5(TR39)・第223条2(TR53)】

従前は、連続する2日間をつぎの順序で行うと規定されていましたが、改正後は連続する〔 時間以内〕でつぎの順序で行うと規定変更されました。

日中の気温の高い時間帯を避けて開催されたドーハ世界陸上においても、実際は3日間で開催され、改正後の規則に従って行われました。

14) 跳躍：長さの跳躍【第184条(TR29)・第185条(TR30)】

下記の項目について導入時期：「国際」2020年11月～「国内」2021年4月～

①無効試技の定義変更

現行：身体のどこかが、踏切線の先の地面（粘土板含む）に触れたとき。

改正後：足または靴のどこかが、踏切線の〔 〕とき。

②ビデオカメラ等による踏切の判定導入【資料P7のスライド23・24を参照】

機器を使用して判定を行う。機器を使用しない場合は、粘土板を使用する。

③粘土板の粘土の角度変更【資料P8のスライド25・P25を参照】

現行の45度から〔 度〕に変更されます。

90度をつくる物は、ニシ・スポーツから販売される予定。

備考 その他の項目

IAAF組織の名称変更に関するお知らせ

2019年11月から、国際陸上競技連盟(IAAF)から世界陸連(WA)に組織名称が変更されました。英語表記・日本語表記では『World Athletics・ワールドアスレティックス』と呼称し、英語略称は『WA』、日本語略称を『世界陸連』と表記致します。

規程類の分類・条文番号等の再編による体系の変更

競技規則(ルールブック)の体系変更に伴い、従来の「Competition Rules」だけだったものが、「Competition Rules(CR)」と「Technical Rules(TR)」の二体系となりました。

「Competition Rules(CR)」：競技会役員・一般規則

「Technical Rules(TR)」：各種目ごとの規則など競技会運営全般

*2020年度日本陸連競技規則は、従来の体系で記載されています。(新体系も併記)

アスリートビブス(ビブス)のサイズ変更【第143条(TR5)10】

旧規格は、横24cm以内 X 縦20cm以内でした。

新規格は、横24cm以内 X 縦16cm以内に変更されました。

次回新しくビブスを製作する時に、新規格の寸法に変更してください。

数字の大きさは、縦最低6cm以上～10cm必要で、規定に変更はなし。

今年度は移行期間となりますが、従来の旧規格ビブスを使用されても問題はありません。

直線競走を逆走で競技を行うことについて【第163条(TR17)1・10/P39を参照】

直線競走(100m、100mH、110mH)を逆走で競技を行う場合、条件を満たした競技場で設備などの諸条件が整っている場合に限り、逆走で競技を行うことが認められる。

(ホームストレートで、フィニッシュ側からスタート地点方向へ走ることをいう。)

現在、高知県内の競技場では認められておりません。(詳しくは検定委員会へ)

第4種競技場規程の改定について

新たに第4種L(ライト)の新設。

走跳投の基本となるトラック、走高跳、走幅跳、砲丸投施設を必須の公認要件とする。

棒高跳、円盤投、ハンマー投の施設を整えることが公認要件から緩和された。

ブレイクラインマーカーの形状変更について

国際大会で使用されていた50mmX50mmで高さ150mm以下の角柱、国内でも製品販売開始になりました。今までの旧製品も使用可能です。

この別紙資料でまとめたポイント以外にも改正項目がありますので、資料(冊子)の最後まで熟読していただきますようお願い致します。